

鳥取県庁内LAN/パソコン広告事業 広告募集仕様書(平成30年10月～12月分・先着順)

(平成30年9月13日施行)

1. 広告の種類

庁内LAN/パソコン起動時の画面上に表示する広告画像

2. 広告を掲載するパソコン

約5,000台 (本庁及び地方機関の職員が日常の事務に使用する全ての庁内LAN/パソコン)

3. 募集概要

(1) 広告の規格等

表示サイズ	パソコンの全画面の約50% (別添「広告表示イメージ」のとおり)
表示頻度	パソコン起動時に毎回表示
表示時間	広告表示から「閉じる」ボタンをクリックするまでの間
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページにリンクする機能は有しません。 ・ 最大4パターンの広告画像を設定できます(起動時に画像1つをランダムに表示、「次の情報へ」ボタンをクリックすれば他の画像を表示)。また、1週間につき1回を限度に内容変更もできます。 ・ 広告画像は、広告主で作成し、原則、掲載開始日の5日前までに電子データで提出していただきます。

(2) 広告画像の規格

大きさ	横800ピクセル × 縦600ピクセル
形式	JPEG形式
容量	300KB以下
色	カラー

(3) 掲載期間

平成30年10月	平成30年10月1日(月)～10月31日(水)
平成30年11月	平成30年11月1日(木)～11月30日(金)
平成30年12月	平成30年12月1日(土)～12月31日(月)

※土日や休日は閉庁日のため、パソコン利用は一部の職員に限られます。

広告画像の掲載及び削除の作業は、原則、掲載開始日の前日及び掲載終了日の13:00～17:00の間に行います。
(休日等の場合は翌日の9:00～12:00の間)

(4) 募集する広告主数

各月ごとに1社募集します。

(5) 広告掲載料

1月あたり 70,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)

※県が発行する納入通知書により一括前納していただきます。

※月途中の場合には、日割とします。

(6) 申込方法

「鳥取県庁内LAN/パソコン広告事業申込書」に広告の内容がわかるものを添付して、持参、郵送、電子メール、ファクシミリのいずれかの方法により提出してください。(ファクシミリの場合は、送信前に御連絡をお願いします。)

(7) 決定方法

申込内容の先着順に、申込内容を審査して広告主を決定します。

(8) 広告基準

鳥取県広告事業実施要綱第5条、鳥取県庁内LAN/パソコン広告事業取扱要領第4条の規定によります。

(9) 申込・問合せ先

鳥取県 総務部 行財政改革局 資産活用推進課
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
電話 0857-26-7069 ファクシミリ 0857-26-7616
電子メール tomosadas@pref.tottori.lg.jp
ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/koukoku/>